

「地域共生・地域裨益型再エネ発電事業（重点対策加速化事業分）」

公募型プロポーザルに対する質問への回答【E 社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	オンデマンド値提供の可否	「市有施設使用電力量一覧」に掲載されている施設の 1 年間の 30 分電力使用量（デマンド値）の提供を提案書作成期間中（できるだけ早めに）いただけるか？	30 分デマンド値のデータを希望する施設を指定いただければ、ご提示いたします。
2	補助額最大 3 億円の考え方	（2）公募内容ウ記載の「補助額最大 3 億円」は公募型プロポーザル単独に対して最大 3 億円であり、公募型プロポーザルとパートナー事業者公募とを合わせて 3 億円ではないとの理解で間違えないか？	ご認識のとおりです。
3	伐採可否の目安	樹木の伐採の可否の基準、目安を示していただけないか？	樹木の伐採についての制限は設けておりませんが、事業において必要な範囲のみ行うものとし、過度な伐採は認めない場合があります。 また、森林法の適用を受ける森林については、林地開発許可が必要になる場合がありますので、詳細につきましては、市緑地公園課緑化係までお問い合わせください。 加えて、事業区域の範囲によっては「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、緑化保全のための開発行為の届出が必

			要となる場合がありますので、詳細は市環境生活課自然保護担当までお問合せください。
4	工事車両道設置の目安	工事車両通行のための道を作る必要があるが、その位置や方法について制約はあるか？	貸付物件内における位置や方法の制約等については、市と協議のうえ計画に対して個別具体的に判断することとします。 また、貸付用地への車両侵入に必要な取付道路等の新設にあたっては市維持課許認可係に申請いただくことになります。 (https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/dorokaishu/kyoninka.html)
5	森林法の適用を受ける森林範囲	森林法の適用を受ける森林の具体的な範囲等はゼロカーボン推進室様からは開示いただけないのか？また、緑地公園課への具体的な問合せ方法や担当者の開示はいただけないのか？	森林法の適用範囲については「ほっかいどう森まっぷ」(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html)でご確認いただけます。 また、林地開発許可が必要になる場合がありますので、詳細につきましては、市緑地公園課緑化係に直接お問い合わせください。
6	原状回復の目安	「原状回復」の基準、目安を示していただけないか？特に樹木に関しては従前と全く同じ状態には原理的にできないため、どの程度の「回復」を想定しているのかお示しいただきたい。	事業区域の範囲によっては「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、緑化保全のための開発行為の届出が必要となり、その中で植樹等の原状回復について求める場合がありますので、詳細は市環境生活課自然保護担当までお問合せください。 一方、本条例に該当しない場合、原状回復は地中及び地上の設備の解体や撤去を想定しており、伐採した樹木の回復までは想定しておりません。

7	交付決定時期の目安	補助金の交付申請が令和 9 年 4 月の場合、交付決定はいつ頃かの目安をお示しいただけないか？	国からの交付決定（令和 9 年 4 月頃予定）後に、事業者から市に交付申請いただき、受理後速やかに市から補助金の交付決定を行います。
---	-----------	---	--